

森整第340号
令和2(2020)年7月14日

部内関係各課所長 様

森林整備課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（通知）

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う工事及び業務の今後の対応について」（令和2年5月19日付け森整号外）等により、引き続き適切な対応をお願いしているところです。

今般、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のために建設企業で実践されている取組事例等を拡充し、令和2年7月1日付けで「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日）」が改訂されましたので送付します。

また、工事現場の熱中症対策に係る経費については、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」（令和元年8月2日付け森整第419号）により通知しているところですが、国土交通省より「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」（令和2年7月2日付け事務連絡）が参考送付され、その中で、当面の間の熱中症対策に資する現場管理費の補正について明記されたことを受け、県発注の工事においても下記の通り取扱を定めましたので通知します。

記

1 現場管理費の補正について

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」（令和元年8月2日付け森整第419号）における“真夏日”の定義について、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策を実施した工事にあつては「日最高気温※が28度（℃）以上の日」と読み替える。

※ 夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温

附則

本運用は、令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策を実施した工事に適用するものとする。（既契約工事も含む）

技術調整担当
TEL 028-623-2811

別紙

受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」（令和元年8月2日付け森整第419号）の2（5）に基づく計測結果の報告の際に、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策の取り組み状況のわかる資料（写真等）を併せて提出するものとする。